

小さな会社でもすぐにできる！

# 「ハラスメント対策」実践セミナー

～職場のハラスメント解決のために、企業が取り組むべきこととは？～

パワーハラスメントの防止を義務付ける法律が成立しました。

ハラスメント問題が起こると、企業がどのような予防策を講じてきたのかが問われることになり、また、処分対応が不適切であれば問題が拡大する可能性もあります。ハラスメント対策は多くの企業経営者にとって今日的な労務問題ではないでしょうか。本セミナーでは中小企業にも実践可能なハラスメント対策を具体的に解説いたします。ぜひ、ご参加ください。

## プログラム

### 1.ハラスメントとは

- ・セクハラ、パワハラ、マタハラとはなにか
- ・パワハラ防止法の内容

### 2.企業に求められる事前対策

- ・ハラスメント防止のための管理職研修
- ・ハラスメント通報相談窓口の開設
- ・就業規則のハラスメント防止規程

### 3.ハラスメントが起こったときの対応

- ・被害者、加害者、同僚からのヒアリング方法
- ・懲戒処分など

2020年1月23日(木)

14:00～16:00

西武信用金庫八王子支店 2F会議室  
(JR八王子駅北口徒歩10分)

(2月・3月にも同じ内容のセミナーを開催予定)

※社労士、税理士、経営コンサルタント等  
のご参加はお断りいたします。

## 参加費 (税込)

10,000円 (2人目からは5,000円)

【顧問先企業様は無料です】

◆講師◆ **西重 剛史** (高橋賃金システム研究所副所長・社会保険労務士)

高橋賃金システム研究所/多摩労務管理事務所は「人事から経営を支援する」をコンセプトに約20名のスタッフを擁し、顧問先250社以上のサポートを行っている人事コンサルティング企業・社労士事務所です。

お申込みFAX:042-627-0528

|      |   |      |   |
|------|---|------|---|
| 貴社名  |   | 従業員数 | 名 |
| 所在地  | 〒 |      |   |
| TEL  |   | FAX  |   |
| お名前① |   | 役職   |   |
| お名前② |   | 役職   |   |

主催：株式会社高橋賃金システム研究所/多摩労務管理事務所 (担当：西重・山田)

<本社> 八王子市寺町1-1 TEL:042-627-0521/FAX:042-627-0528

E-Mail [taka0001@sepia.ocn.ne.jp](mailto:taka0001@sepia.ocn.ne.jp) / HP <https://katsujin-consul.com>